

不法投棄は 犯罪です



STOP 不法投棄

許さない！

不法投棄は、時間がたつにつれ原状回復が困難になります。不法投棄と思われる物を発見した場合は、触らずに廃棄物対策課へ連絡してください。市ホームページの不法投棄通報フォームから連絡することもできます。なお、産業廃棄物は「産廃110番」をご利用ください。

発見したら通報を



通報時のポイント

- 自分の名前・連絡先
- 発見した日時
- 発生場所
- 廃棄物の種類や量
- 現場の状況 など



不法投棄
通報フォーム

産廃 110 番

フリーダイヤル ごみ ハイ 通報

0120-53-8124

北海道循環型社会推進課



岩見沢市のごみ
出しルールを確
認しよう



ID: 4522

しない！

「ペレなみやSS」は通用しない！
市は、不法投棄の未然防止や早期発見のため、定期的なパトロールや道路脇にのぼりを設置するほか、警察と連携し、投棄者の特定に努めています。

させない！

不法投棄せねばならぬ環境づくり
管理が行き届いていない状況は「ここなら見つからないだろう」という印象を与え、不法投棄されやすくなります。投棄者が判明しない場合、土地の所有者または管理者が自らの責任で処分することになるため、適正な管理が必要です。

不法投棄とは、決められたルールに従わずにごみを捨てる行為です。

豊かな自然や美しい景観を次世代へ引き継ぐため「誰も見ていないから」「少しくらいなら」という軽率な投棄は絶対にやめましょう。

問合先 廃棄物対策課 ☎ 35-4395

不法投棄の罰則

5年以下の懲役もしくは1千万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、またはその両方

10月は北海道の
廃棄物適正処理推進月間です



【管理の例】



定期的な草刈り



ロープを張る